

「国勢調査令の一部を改正する政令案及び国勢調査施行規則等の一部を改正する省令案」  
 に対して提出された意見と総務省の考え方

番号	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	省令案別記様式第1号	省令本則で「様式第1号」を「様式第4号」にしているのに新旧対照表では調査票と調査員身分証明書を新旧対応させるというのはいかなるものか。	政令における条項の順番変更を踏まえ、省令における条項の順番変更を行った結果、新旧対照表において内容が対応しない形式となっています。御理解のほどよろしくお願いいたします。	なし
	全般	郵送で引き受けるなら定型サイズに折れるようにしてください。大封筒を差し出す口を探す間その大封筒を保持しているのは、(私は)きつく感じるものです。	今回の調査方法では、郵送提出用に定型サイズの封筒(洋形長3号:235mm×120mm)を準備しております。また、紙の調査票についても、あらかじめ、郵送提出用の封筒に収納できるように、3つ折りにして配布することとしております。	なし
	全般	郵送で引き受けるなら省令レベルで封筒の様式を決めてください。大臣部局名宛固定で定められるはずです。	調査票や国勢調査員証など調査票情報を取り扱う業務に関連する書面について、様式を省令事項としています。一方、郵送回収では国勢調査員が介在しないことから、必ずしも封筒の様式を省令で規定する必要がないことについて御理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、オンライン回答がなかった世帯に調査票を配布する際には、併せて郵送回収用の所定の封筒を配布することとしています。	なし
	全般	電気主任技術者試験願書等の例にならい、調査票には個別番号だけを振って、調査区情報は別葉の「調査票配布簿」に個別番号と対応づけて記録するようにしてください。大昔の調査員の振る舞いの噂はトラウマになっています。	国勢調査では、住民基本台帳の届け出に関係なく、普段住んでいる場所で把握することから、国勢調査員が、担当する地域を巡回して調査を実施することとしています。 このような調査方法において、調査対象である約5千万世帯の全てに固有の番号を付与することは現実的ではないことから、国勢調査員の担当地域ごとに世帯番号を付与しています。つまり、異なる調査区では同一の世帯番号を用いており、	なし

番号	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
			<p>都道府県や市区町村単位で調査票を整理する際の世帯の識別には、世帯番号だけでなく、市区町村コードや調査区番号との組合せが必要になります。このため、調査票については、調査状況の適切かつ円滑な管理などに必要な情報として、世帯番号だけでなく市区町村コードや調査区番号を記入する様式としております。御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、国勢調査員には、統計法（平成19年法律第53号）で定められた守秘義務の遵守など、皆様方の誤解を招かないような行動について指導を徹底してまいります。</p>	
2	全般	委託された共同住宅等の管理・運営団体が、本人に無断で、管理・運営の業務上持っていた情報から調査票を記入することを禁止して欲しい。	<p>委託管理団体が調査を行う際であっても、改正後の国勢調査令第9条第1項各号に定める方法による調査が原則になります。</p> <p>ただし、これらの方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員の場合と同様に、委託管理団体が、一部の調査事項について当該世帯の世帯員以外の者に質問し、調査票に記入して調査することを認めています（改正後の国勢調査令第12条の3第4項で読み替えて適用される第9条第2項）。これは、あくまでも例外的な事務処理であり、最低限、人口などを正確に把握するために必要なものです。御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	なし
3	全般	共同住宅等の管理・運営団体に委託されたのでは、近所の人調査員で不快だったときに戻ったようなものなので、委託された共同住宅等の管	今回の国勢調査では、オンライン調査による報告(改正後の国勢調査令第10条第3項第1号)又は郵便等による調査票の提出(同項第3号)により、委託管理団体を通さずに報告する方法が確保されて	なし

番号	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		理・運営団体を通さずに調査票を出す方法が確保されるようにして欲しい。	います。	
4	全般	民間事業者には調査票を渡したくないので、郵送回収の調査票の受領等を民間業者に委託する場合でも、本人が希望するときは、市区町村に直接郵送できようにして欲しい。	<p>前回調査で郵送回収を導入した際、市町村において、従来からの調査票の審査等の事務に加え、封筒の開封作業や郵送回収した調査票の世帯の特定事務が追加され、調査関係事務の負担が大きく増加しました。</p> <p>このような中、今回から郵送回収の調査票の受領等の事務を民間業者に委託することとする理由は、行政事務を効率化し、市町村の事務負担の軽減及び審査事務への注力を図るためです。</p> <p>民間業者に委託する際には、「秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない」（改正後の国勢調査令第12条の3第3項）と規定されており、調査実施者としても適切に対応してまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、オンライン調査により、民間事業者を経由せずに報告を行うことも可能です。</p>	なし
5	全般	国勢調査調査票は、氏名を書く欄と他の調査事項の回答欄が1枚になっていて、たとえば市区町村に直接郵送した場合でも、氏名付きの調査票が、臨時で雇われた知人の目にもさらされることがあり、プライバシーの保護上、問題だ。調査票から、氏名欄は切り離せるようにし、氏名付きの調査票は、いわゆる正規雇用、つまり国勢調査の時期だけではなく常時公務員であって他	<p>調査票に氏名記入欄を設け、切り離せない様式としている理由は、調査票の記入内容が誰の回答かを確認し、調査の漏れや重複を防止し、記入漏れのある調査事項があった場合の問い合わせの手掛かりにするためです。御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、国勢調査に従事する市町村の職員は、たとえば臨時で雇われた者がその職を辞した後であっても、守秘義務が課せられます（統計法第41条第5号）。調査実施者としても、こうした守秘義務の遵守など、皆様方の誤解を招かないような行</p>	なし

番号	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		の業務はしない者だけが見るようになるべきだ。	動について指導を徹底してまいります。	
6	全般	国勢調査の自分の分の調査票情報が、国勢調査以外に利用されること（二次利用）を断りたいとき、どこにどう申し込めばよいのかわからないので、そうしたオプトアウトに似た仕組みをわかりやすく明記して欲しい。	国勢調査の調査票情報は、統計法に特別の定めがある場合を除き、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供してはならないことになっています（統計法第40条）。 特別な定め具体例としては、統計の作成又は統計的研究を行う場合などがあります（統計法第32条及び第33条）。 ただし、その場合であっても、国勢調査の調査票情報からは、氏名を削除しています（改正後の国勢調査施行規則第14条）。	なし
7	全般	国勢調査調査票で、必ず誰かを世帯主として記入しなければならないのは、おかしい。例えば、二人で対等に共同で生活していることもある。	国勢調査では、核家族や三世帯世帯などの世帯類型ごとの集計結果を公表しています。このため、世帯主（代表者）を記入し、各世帯員との続き柄を把握することによって世帯類型を決定しています。御理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、シェアハウスのように、複数の単身者が住居を共にし、独立して生計を営む場合は、異なる世帯として扱い（改正後の国勢調査令第2条第4項第1号）、それぞれ報告していただくこととなります。	なし
8	全般	国勢調査調査票の情報は、氏名以外はマイクロフィルムか電磁的記録で永年保存されるのに、リーフレットなどで、紙の調査票は定められた期間後に処分されることだけをPRし、あたかも個別の調査票の情報は、定められた期間後は存在しなくなるかのような印象を与えているのは、おかしい	改正後の国勢調査令に事務が規定されている場合を除き、御提出いただいた調査票に勝手に何か書き加えられるような事案が発生しないよう、調査実施者としても指導を徹底してまいります。 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第12条第1項に御本人の個人情報の開示に関する規定がありますが、国勢調査に係る調査票情報に含まれる個人情報について	なし

番号	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>い。</p> <p>自分の調査票に、勝手に何か書き加えられた（前回調査の事件で実例があった）りしていないか確認するため、提出後の自分の調査票の開示を求めたいとき、どこにどう申し込めばよいかわからないので、そうした開示請求の仕組みをわかりやすく明記して欲しい。</p>	<p>は同法が適用されない(統計法第 52 条第 1 項) ことから、たとえ御本人が提出された調査票であっても開示はいたしかねます。御理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>なお、電磁的記録として永年保存されるのは、氏名を削除し、集計用として保存しているものであり、改正後の国勢調査施行規則第 14 条にも明記し、広くお示ししているところです。</p>	